

山下江法律事務所の  
実務に役立つ  
企業法務の基礎

第62回

パワーハラ(1)

前回までは、セクハラについて説明してきました。今回は、パワーハラスマント(パワーハラ)について取り上げます。

パワーハラという言葉について「パワーハラ」という言葉は、コンサルティング会社である株式会社クオレ・シー・キューブ代表の岡田康子氏らが考えた造語(和製英語)であり、2002年(平成14年)ころから急速に広がりました。

パワーハラの社会問題化これを機に、パワーハラが社会的に注目されるようになり、社会問題として顕在化してきました。

例えば、各都道府県の労働局等に寄せられる民事上の個別労

働紛争相談のうち、「いじめ・嫌がせ」に関する相談は、平成14年度には6600件余りであったものが、平成20年度には3万2000件余り、平成25年度には5万9000件余りとなり、年々急速に増加しています。

さらに、近年、「いじめ・嫌がせ」や「パワーハラ」に関する訴訟も増加傾向にあります。このように、職場におけるいじめ・嫌がらせやパワーハラは、一部の労働者だけの問題に止まらず、労働者の誰もが関わりうる可能性がある問題であるだけに、職場におけるパワーハラ対策は、企業経営において、今後ますます重要性を増してくると考えられます。

パワーハラ問題の背景要因では、このように職場におけるパワーハラ問題が近年急増してきたのは、どうしてなのでしょうか。

この点について、2012年(平成24年)1月30日に、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」に出席しました。

他方、パワーハラを行った労働者も、会社から懲戒処分を受けたなどして、最悪の場合、職場での居場所を失うおそれがあります。

また、同じ職場で働く他の労働者も、職場内にパワーハラが存在することにより、仕事への意欲を失ったり、退職してしまう

キング・グレープ」が取り組んだ報告によりますと、次のような多様な背景要因があると指摘されています。  
①企業間競争の激化による社員への圧力の高まり  
②職場内のコミュニケーションの希薄化や問題解決機能の低下  
③上司のマネジメントスキルの低下  
④上司の価値観と部下の価値観の相違の拡大

パワーハラ対策の必要性  
パワーハラを受けた労働者は、自己の尊厳や人格を傷つけられて、仕事への意欲や自信を失い、職場での居場所を奪われるだけでなく、心の健康を害して休職や退職を余儀なくされたり、生きる希望を失う場合もあります。前記のとおり、パワーハラ対策は重要な経営課題であり、先ほど述べたようなパワーハラ問題の背景要因への対応も含めて、早くかつ積極的に取り組む必要があります。



田中伸山  
下江法律事務所  
弁護士  
副所長

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。  
【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

 **山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office

広島弁護士会所属

契約書チェック 債権回収 労務問題など

企業法務専門サイトあります  
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索



H26.11撮影

予約電話受付  
平日9~19時  
土曜10~17時



相談予約専用番号  
0120-7834-09

◆離婚・相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！  
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-